

令和元年10月4日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

ルールを守って、楽しく、快適に河川を利用しよう

～10/13(日)、14(月・祝) 淀川の河川利用マナーアップ活動を実施します～

国土交通省淀川河川事務所、大阪府及び沿川8自治体から組織される「淀川河川空間利用調整検討会」は、河川での自転車の高速走行やゴルフ素振りなどの危険迷惑行為を止めるよう「淀川利用ルール」の周知を行い、安全な河川利用の呼びかけを行うマナーアップ活動を実施します。

■実施概要

○実施予定日:10月13日(日)、10月14日(月・祝) (予備日は10月19日(土)、20日(日))

○実施場所:淀川管内5箇所

大阪市西淀川区(淀川河川公園西中島地区)、枚方市三矢町(淀川河川公園枚方地区)、摂津市一津屋(神崎川緑地)、寝屋川市太間(淀川河川公園太間地区)、八幡市(さくらであい館)

○実施内容:河川利用者に淀川利用ルールを説明し、チラシを入れたポケットティッシュを配布。

■淀川利用ルールとは

淀川の河川空間を多くの人に快適に楽しんでいただくために、淀川河川空間利用調整検討会においてルールを定めました。

■取材について

下記、国土交通省淀川河川事務所にお問合せ下さい。

(参考)

淀川河川空間利用調整検討会とは

関係機関(*)が連携し、淀川での安全で快適な利用を実現することを目的に設立しました。

※関係機関: 国土交通省淀川河川事務所、大阪府、大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、摂津市、高槻市、島本町、八幡市

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

副所長 なら あきひこ 奈良 明彦 (内線 205)、占用調整課長 いたに よしゆき 井谷 能之 (内線 341)

電話 072-843-2861

河川利用マナーアップ活動【概要】

淀川河川事務所

目的：淀川の河川利用ルールを周知し、安全な河川利用の呼びかけを行うことで、淀川の河川空間の安全快適な利用に資することを目的とする。

実施機関：淀川河川空間利用調整検討会の構成機関 淀川河川事務所、大阪府、大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、摂津市、高槻市、島本町、八幡市

マナーアップ活動の実施内容

沿川市町や占有者等の関係機関が連携し、合同でマナーアップ活動を実施する。

- 実施予定日：10月13日(日)、10月14日(月・祝) (予備日は10月19日(土)、20日(日))
- 実施場所：淀川管内5箇所 (位置図は裏面を参照)
- 実施内容：河川利用者に淀川ルールを説明し、チラシを入れたポケットティッシュを配布する。併せて、利用者アンケートを行う。

| 実施場所 | 実施予定日 | 出張所 | 沿川市町 | その他関係機関 |
|--------------------|---------------------------|----------------|--------------------|-------------------------------|
| ①淀川河川公園 西中島地区周辺 | 10/13(日) 10:00~11:00 | 福島出張所 | 大阪市西淀川区 大阪市東淀川区 | 大阪市建設局企画部 自転車対策担当 河川公園課 |
| ②淀川河川公園 枚方地区周辺 | 10/13(日) 13:00~14:00 | | 枚方市 | 大阪府枚方土木事務所 河川公園課 |
| ③神崎川緑地周辺 | 10/14(月・祝) 10:00~11:00 | 毛馬出張所 高槻出張所 | 摂津市、高槻市 | |
| ④淀川河川公園 太間地区周辺 | 10/14(月・祝) 13:00~14:00 | 枚方出張所 | 守口市、寝屋川市 | 河川公園課 |
| ⑤さくらであい館周辺 | 10/14(月・祝) 15:00~16:00 | 山崎出張所 伏見出張所 | 八幡市、島本町 | |

マナーアップ活動の実施事例

- 日時：平成31年3月24日(日) 11:00~
- 参加者：淀川河川事務所(河川管理者)、大阪府枚方土木事務所(道路管理者)
- 場所：枚方市新町地先(淀川左岸26.8k) 堤防天端(北河内自転車道の隣接地)
- 内容：約30人の自転車利用者にマナーアップの呼びかけを実施。



▲のぼりを立てて活動



▲活動の様子

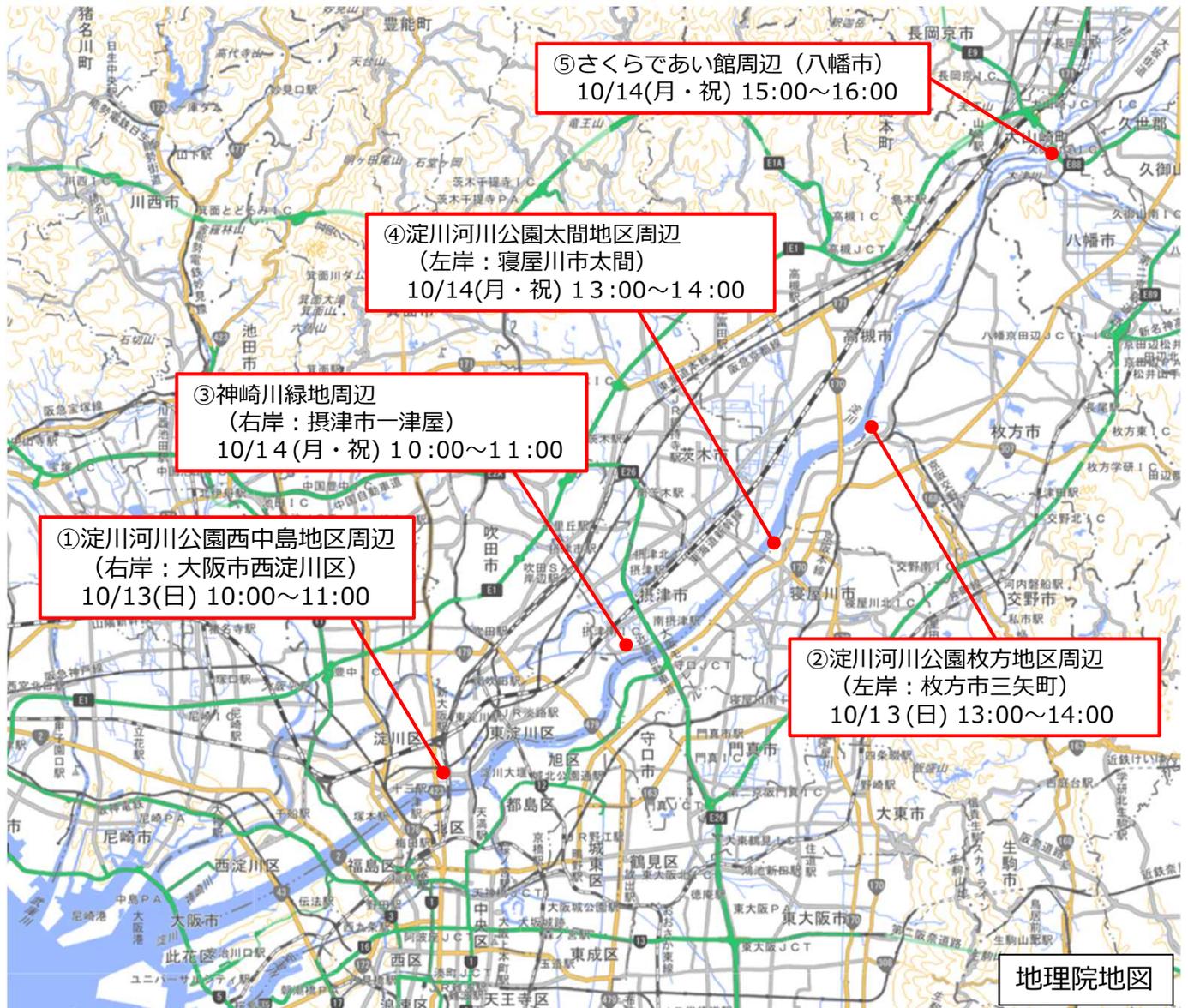


マナーアップ活動の実施箇所

① 淀川河川公園西中島地区周辺

② 淀川河川公園枚方地区周辺

今年度は以下の5箇所
マナーアップ活動を実施



③ 神崎川緑地周辺



④ 淀川河川公園太間地区周辺



⑤ さくらであい館周辺





守っていますか？

淀川 利用ルール

ルールを守って、楽しく！
快適な河川利用を！



淀川はみんなの場所です！

- 河川は公共の空間として、誰もが自由に利用することができる場所です。

淀川は魅力的な場所です！

- 淀川には、豊かな自然、美しい景観、快適に過ごせる環境など、様々な魅力があります。
- 淀川を活用することで、たくさんの淀川の魅力を体感することができます。

マナーを守って、大いに楽しんでください！

- みんなが淀川を楽しく利用できるように、まわりに配慮してください。
- 危険なこと、周りに迷惑になることはしないでください。
- 自転車での走行は、歩行者や他の利用者に配慮してください。
- 淀川で禁止している行為はしないでください。
- ルールやマナーを守った利用は大歓迎！ 淀川を楽しんで、積極的に活用してください。

※淀川利用ルールは、淀川の河川空間を多くの人に快適に楽しんでいただくために、淀川河川空間利用調整検討会が定めたものです

淀川河川空間利用調整検討会

(淀川河川事務所、大阪府、大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、摂津市、高槻市、島本町、八幡市)
お問合せ先：国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課 TEL:072-843-2861(代表)

淀川は誰もが自由に利用できます

- 河川は公共の空間であり、誰もが自由に利用することができます。
(但し、特定の人や団体等が排他的・継続的に使用することはルール違反です)

淀川には魅力がたくさんあります

- 淀川には、豊かな自然、美しい景観、快適に過ごせる環境など、様々な魅力があります。
- 日常の散歩や運動、休日のスポーツやレクリエーションなど、様々な場面で淀川を活用することで、淀川の魅力を体験できます。



マナーを守って利用してください

- みんなが楽しく安全に河川を利用できるよう、一人ひとりがマナーを守り、まわりに配慮しながら、淀川を大いに楽しんでください。

危険迷惑行為はしないで！

他の河川利用者や周辺住民に対して危険・迷惑となる行為（危険迷惑行為）はしないでください。

【危険迷惑行為の例】

- 他の利用者が大勢いる中での野球やサッカー
- 河川沿いに住居がある場所での花火
- 夜間早朝に大声で騒ぐ など



自転車での走行には気をつけて！

淀川の河川敷にある道は自転車専用道ではありません。災害時の緊急輸送を目的とした緊急河川敷道路や公園の園路、自転車歩行者専用道です。自転車で走行する際には歩行者や他の利用者に配慮し、安全なスピードで走行してください。

淀川での禁止行為はしないで！

淀川では、万が一事故があった場合の人体への影響などを考慮して、次のような行為を禁止しています。これらの行為は行わないでください。

ゴルフ
素振り、パット行為含む



ラジコン飛行機
ラジコンヘリコプター
ドローン



バイク走行



ノーリードでの
犬の散歩



淀川では禁止されています！

※ただし占用許可している箇所での行為はこの限りではありません